

報告第3号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

平成25年3月7日

三朝町長 吉田秀光

専決第3号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、三朝町手数料条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成25年2月20日

三朝町長 吉田秀光

三朝町手数料条例の一部を改正する条例

三朝町手数料条例（平成12年三朝町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
別表（第6条関係） （1）～（11） 略 （12） 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） <u>第113条</u> に規定する証明 （13）～（30） 略	別表（第6条関係） （1）～（11） 略 （12） 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） <u>第114条</u> に規定する証明 （13）～（30） 略

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。